

提出された意見等の概要及び対応

- 1 案件名：兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（仮称）要綱（案）
- 2 意見募集期間：平成 29 年 5 月 3 日(水)～平成 29 年 5 月 21 日(日)
- 3 意見等の提出件数：25 件（9 人）
- 4 対応：①意見を反映：2 件、②既に盛り込み済：2 件、③今後の取組の参考：14 件、
④他の施策で対応：3 件、⑤対応困難：1 件、⑥その他：3 件

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
5	市町の役割	<p>目的や基本理念に賛同する。今後、県市間や市町間で情報交換し、更なる木材利用が進展することを期待する。</p> <p>市が木材産業事業者や建築関係事業者と個別に連携を図ることは実際には困難。</p> <p>県民局単位や流域単位での事業者団体があれば市としても連携を図りやすい。</p>	<p>【その他】</p> <p>市町においても、地域の実情に応じて事業者等と連携を図り、県産木材の利用促進等に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>なお、事業者団体の区域については、当該団体の自主的な判断を尊重する必要があります。</p>
		<p>公共建築の木造化への取組は発注者である市町長の意識改革の徹底が一番であり、条例に、市町長に県産木材利用の観点から木造化を促すことを盛り込むべき。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>第 5 条で、市町は、県、事業者及び県民と連携し、県産木材の利用促進等に関する施策の策定及び実施に努めることとしていますが、これを市町の「役割」から「責務」としました。</p> <p>また、県では、第 12 条の指針において、具体的取組方針や目標を定めることとしていますが、市町でもこれを参酌して、公共施設の木造・木質化等の取組を推進していくことを追加しました。</p>

提出された意見等の概要及び対応

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
13・ 21	県産材の安定供給の推進	<p>森林資源の経済的価値を復活させることが大きな課題である。長期的には木材利用の促進や機械化による搬出コストの削減が重要だが、短期的には県産材の供給元となる山仕事の確保が最優先課題である。</p> <p>兵庫県には目的税である県民緑税があり、兵庫の現状の即した使用が可能であるため、この安定財源を造林分野に活用すべき。</p>	<p>【対応困難】</p> <p>この条例は、県産木材の利用を促進することにより、自立的な林業及び木材産業を確立し、長期的な視点に立った森づくりを進め、地域創生の取組にもつなげることをねらいとしています。</p> <p>県民緑税は、平成 32 年度までを課税期間とし、災害に強い森づくり等の事業に用途を限定された財源でありますことから、この条例による県産材の安定供給を推進するために必要な施策の実施には、活用できません。</p> <p>この条例による施策の実施については、第 21 条により、必要な財政上の措置を講じるよう努めることとしています。</p>
		<p>当生産森林組合では、拠点施設が老朽化し、資材倉庫の不足などに困難を生じている。森林の機能を十分に生かした地域づくりのためにも安定供給の要となる拠点施設の整備は不可欠である。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>県産材の安定供給の推進に向けていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>事業収益をもたらすには高性能林業機械の導入が必要だが、高価で、会社経営への負担が大きいため、国、県、町の補助制度の採択条件の緩和や利子補給の充実をすべき。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>第 13 条において、高性能林業機械の導入促進について規定していますが、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
15	県産木材の利用促進	<p>現在の県産木材利用木造住宅特別融資制度は、普及拡大のために改善が必要。また、エンドユーザーへも、特別融資制度と別に、昨年度まで行った「ひょうご木づかい王国ポイント制度」などの特典が必要。</p>	<p>【今後の取組の参考】 住宅分野での県産木材の利用促進策として実施している「県産木材利用木造住宅特別融資制度」や、エンドユーザーに対する特典など具体の施策についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>県産木材を利用する地場工務店に対して、モデル家屋建築への助成、総合展示場設置の仕組み構築、「ひょうご木の匠、木の住まいコンクール」を権威あるコンクールへ移行するなどの支援が必要。</p>	<p>【今後の取組の参考】 県産木材を利用する地場工務店への支援など具体の施策についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>地域への還元率の高い横架材の利用促進を拡充し、横架材自給率を2%から30%にすべき。</p>	<p>【今後の取組の参考】 県産木材の利用促進等に関する取組方針及び目標についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>県に、県産木材利用工務店の拡大のための民間住宅担当部署を設置し、県民への普及啓発、工務店対象のマーケティングスクールの開設等を実施すべき。</p>	<p>【今後の取組の参考】 県産木材の利用促進等の具体の施策についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
15	県産木材の利用促進	<p>県産木材を利用したモノづくりを奨励するため、県産木材を用いた木工業推進条例を制定し、家具や木工品の地場産業を育成すべき。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>この条例においても、第3条第1号において、家具、用具などを含めて、あらゆる機会を捉えて県産木材の利用を促進する施策に取り組むことを基本理念としており、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>兵庫県の木のブランディングを行うこと。併せてホームページで外国にも発信するなど、木材製品を輸出産業にできるよう取り組むこと。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>第15条第5号において、県産木材を利用した製品の国内外への販路拡大の推進を掲げており、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
16	木質バイオマスの利用促進	<p>バイオマス発電は、山林整備面ではよいが、バイオマスの材料が不足気味なこともあり、キロ当たり42円のチップ単価により用材となる原木がバイオマスとして燃やされており、県産木材の有効利用につながっていない。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>この条例においては、建築材料など用材としての県産木材の利用促進を主眼としています。</p> <p>木質バイオマスについては、未利用の間伐材等を利用することがより強調されるよう、第16条について「未利用の間伐材等の利用の促進を図る」に表現を修正しました。</p>
17	県産木材の利用を通じた森づくりの推進	<p>『兵庫の美しい山の景観づくり条例』として、桜やケヤキ、トチノキ、ホオノキ、カヤの木、楓などの広葉樹の植林を推進することで、兵庫の美しい景観スポットづくりを進める。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>第17条において、広葉樹林等の育成支援を規定していますが、森づくりの推進についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>伐採した後に桜や紅葉する樹木を植樹し、観光地化する。</p>	

提出された意見等の概要及び対応

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
18	人材の育成	<p>県立森林大学校のカリキュラムに、林業の川下である木造建築講座を拡充すべき。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>県立森林大学校では、森林経営の即戦力となる人材、リーダーとなる人材、森林を通じて地域に貢献する人材の育成を目指して、多彩なカリキュラムを設けており、木造建築についても、木造建築の部材や構造、CLT、但馬ティポス等を講義内容とする「木造建築・木材コーディネート」の科目を設けており、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
19	普及啓発	<p>例えば『生まれてから一生を木に囲まれて過ごせる兵庫県』のようなキャッチフレーズを掲げてはどうか。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>第3条第1号や、第19条に規定するように、建物だけでなく、様々な用途で木に親しみ、ふれあっていただくことが重要と考えています。</p> <p>よって、いただいたご意見も参考にしながら、木材の良さやその利用の意義などを普及啓発することで、あらゆる場で県産木材が利用されるよう取り組んでまいります。</p>
		<p>教育現場で森林の大切さを教える時間を確保すること。</p> <p>木に携わる現場の人を講師に呼んだり、実施報告をまとめて改善につなげること。</p> <p>その野外研修の場として活用できる合宿研修施設を整備すること。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>子どもの頃から、森林の果たす役割などを学ぶ機会を確保することは重要と考えており、普及啓発の具体的内容についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
一	その他	<p>条例の内容は、理念や理想が書いてあるだけで、具体の数値を盛り込んだ規定や規則がなく、効果が期待できない。</p>	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>第12条では、第2項第1号で「指針」に目標を設定すべき旨を規定しています。この指針の目標達成に向けて、県、市町、事業者、県民がそれぞれの立場で協働して取り組むことで条例を実効あるものにしたいと考えています。</p>
		<p>現状を大きく変えるには、ある程度の強制力を持たさなければ条例としての意義に欠けるのではないか。</p>	<p>【その他】</p> <p>この条例では、地方公共団体、事業者、県民が自主的、自発的に県産木材の利用等に取り組むことを趣旨としており、それぞれの責務や役割を明記することにより、継続した県産木材の利用等の取組が促進されていくものと考えています。</p>
		<p>この条例により、できる限り木を利用してCO₂を固定化し、温暖化を防止することが大事である。</p>	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>ご指摘のとおり、木材の利用は、大気中の二酸化炭素を低減し、地球温暖化の防止に貢献するなどの意義を有することから、その意義や重要性について県民や事業者等の意識を高め、施策を推進していきたいと考えており、その趣旨は、前文や第19条に盛り込んでいます。</p>
		<p>県産木材の使用で設計された物件について、県産木材が使用されたことの確認と、他県産木材が使用された場合の対処方法について記載すべきではないか。</p>	<p>【他の施策で対応】</p> <p>県産木材の認証制度については兵庫県木材業協同組合連合会で既に実施しているところであり、今後、施策を推進する中でその活用と改善を図ってまいります。</p>
		<p>県産木材の認証について、厳しい監視体制が必要。物件ごとに山、原木市場、製材所、集成材工場、プレカット工場、建設会社の証明を管理する機関や偽証に対する罰則が必要。</p>	

提出された意見等の概要及び対応

項番	項目名	意見等の概要	意見等への対応
ー	その他	<p>木質バイオマスエネルギーを自給自足地域エネルギー（発電、空調、給湯）として活用することを、小規模集落をモデル地域として研究し、都会からの移住及び雇用促進策と連携し、地域創生につなげるべき。</p>	<p>【他の施策で対応】 地域のエネルギー源確保による地域活性化施策については、地域創生戦略の中で取組を進めています。</p>
		<p>里山の経済的価値を向上させるため、付加価値の高い林産物の生産、加工、販売等への支援について、国と連携して研究し、モデル地域を選定、集中的なインフラ投資を行うべき。</p>	<p>【今後の取組の参考】 県産木材の利用促進等の具体の施策についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
		<p>県の林務課、営繕課、環境課など、担当部局をまたいで横の連携を図る専門部署を新設すべき。</p>	<p>【その他】 施策の推進に当たっては、関係部局の連携を図ってまいります。</p>